# 相模原市監查委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第2項の規定に基づき市立小・中学校等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年7月8日

相模原市監査委員 髙 梨 邦 彦

同 橋 本 愼 一

同 栗原 大

同 渡部俊明

#### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査

#### 2 監査の実施日程

令和4年4月28日から同年7月5日まで

#### 3 監査の対象

## (1)対象校等

次に掲げる小・中学校を対象とした。また、小・中学校等の再配当予算の執行に関連する事務について、教育委員会事務局を追加対象とした。

(小学校)田名小学校、大沼小学校、共和小学校、横山小学校、並木小学校、 田名北小学校、宮上小学校、若松小学校

(中学校)大沢中学校、上溝南中学校、若草中学校、北相中学校

(事務局)学務課(再配当予算の執行に関連する事務)

### (2)対象事務

令和3年度及び令和4年度に執行した次に掲げる事務。ただし、必要に応じて令和2年度以前に執行した事務についても対象とした。

- ア 児童・生徒の安全確保について
- イ 現金等の管理について
- ウ 再配当予算の執行について

### 4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1)児童・生徒	遊具等において	遊具等の維持管理は安全確保の観点から適切に実施されているか。
の安全確保に	事故が発生するリ	ア 点検は適切に実施されているか。
ついて	スク	イ 修繕は適切に実施されているか。

	薬品等の紛失及び事故発生のリスク	理科薬品の管理は適正に行われて いるか。
(2)現金等の管 理について	現金等が紛失す るリスク	現金等の管理及び出納は適正に行 われているか。
(3)再配当予算の執行について	不適正な公金の 支出が行われるリ スク	予算の執行は適正に行われている か。

### 5 主な監査手続

(1)調査票による事前調査

対象校に対し調査票の作成を依頼し、現金等の管理状況等を確認した。

### (2)書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているか、次の書面等を確認した。

- ア 遊具等点検報告書、理科薬品管理台帳 等
- イ 預金通帳、現金出納簿 等
- ウ 予算整理簿、予算執行票、請求書 等

## (3)聞き取り調査

教育委員会に対し、小・中学校等に対する取組の状況について聞き取り調査 を行った。

- ア 遊具等の点検・修繕 等
- イ 現金・通帳・印鑑等の保管方法 等
- ウ 予算執行の手続 等

#### (4)現地調査

対象校に対し、次の事項について現地調査を実施した。

- ア 遊具等の安全対策、理科薬品の管理 等
- イ 現金等の管理 等

#### (5)現地実査

対象校に対し、監査委員による現地実査を実施した。

## 6 監査の結果

(1)指摘事項

学務課長から学校長に再配当された予算(以下「学校長再配当予算」という。)の執行について抽出調査をしたところ、債権者から学校に提出された請求書の受付日を請求日とせず、学校から学務課に送付された請求書を学務課において収受した日を債権者からの請求日として支出処理していた。

このことについて学務課に確認したところ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針(昭和25年4月7日付け理国第140号大蔵省理財局長通達。以下「運用方針」という。)第六「対価の支払時期」の二では、「受理」とは、単なる到達を指すものではなく相手方の支払請求書が到達し国において、これを処理しうる状態におくことをいうとされており、財務会計システムが導入されていない学校の収受日ではなく、支払処理が可能となる学務課で収受した日をもって受理としているとの見解であった。

支払の時期について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年 法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第6条は対価の支払の時 期は、相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、 その他の給付に対する対価については30日以内の日としなければならない旨 を、第10条は政府契約の当事者が第4条の規定により対価の支払の時期等を 明らかにしないときは、支払の時期は、相手方が支払請求をした日から15日 以内の日と定めたものとみなす旨を規定している。

また、運用方針の第六「対価の支払時期」の二は、「受理」とは、単なる到達を指すものではなく相手方の支払請求書が到達し国において、これを処理し うる状態におくことをいうとしている。

これを本件についてみると、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(昭和40年相模原市訓令第2号)第2条第2項において、市長は、予算の調製及び執行に関することを学校の長及び学校の職員に補助執行させるものと規定していることから、学校長再配当予算の執行は学校長の権限において処理するものであり、債権者から学校に提出された請求書を学校長が適法なものとして収受することをもって、運用方針第六の二で示す、相手方の支払請求書が到達し、本市において、これを処理しうる状態におくことというべきである。

また、学務課は、相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号)第3条の5及び相模原市会計管理者事務専決規程(平成25年相模原市会計管理者訓令第1号)第7条第1号の規定により、学校長再配当予算について審査出納補

助職員として学校長の処理した支出負担行為の確認及び支出命令の審査を行っているに過ぎず、学務課で収受した日をもって受理したものとする見解には理由がない。よって、学務課において学校長再配当予算に関する予算執行票の内容を財務会計システムへデータ入力するに当たり、学務課において収受した日を債権者からの請求日として支出処理することは不適正な事務処理である。

支払遅延は、債権者の資金繰りに影響を生じさせる可能性があり、また、本市の信頼を損なうものであるので、今後は学校において収受した日を相手方から適法な支払請求を受けた日として、支払遅延防止法の規定する対価の支払時期までの支払に遺漏のないよう適正に事務を行われたい。

(2)監査対象校におけるその他の事務執行については、監査基準及び令和4年度 小・中学校等監査実施計画に基づき監査した限りにおいて、おおむね良好と認 められた。